

計量法（平成4年法律第51号）第135条第2項の規定に基づき、同項第1号の特定標準器による校正等を行う者、同項第2号の特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質及び同項第3号の特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質を次のように公示する。

令和4年8月17日

計量法第135条第2項の規定に基づく特定標準器による校正等を行う者等の表

特定標準器による校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質	特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質
一般財団法人化学物質評価研究機構	揮発性有機化合物14種混合標準ガスのうち窒素希釈のものであって、1, 1-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、 <i>cis</i> -1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、四塩化炭素、ベンゼン、1, 2-ジクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、 <i>cis</i> -1, 3-ジクロロプロペン、 <i>trans</i> -1, 3-ジクロロプロペン、塩化ビニル及び <i>trans</i> -1, 2-ジクロロエチレンの各濃度が1体積百万分率のもの  チタン標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの	揮発性有機化合物14種混合標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造用精密天びん、標準ガス調製装置及び分析計測装置を用いて製造されたもの  チタン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置を用いて製造されたもの
国立研究開発法人産業技術総合研究所	吸収線量を計量する計量器を校正するために用いられる水吸収線量用電離箱式線量計であって1グレイ以上100グレイ以下の一定の水吸収線量（公称加速電圧が9メガボルト、12メガボルト、15メガボルト及び18メガボルトで加速された電子により生じた電子線の水吸収線量をいう）を計量するもの	グラフィットカロリメータであって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの